

第25回日韓内政関係者セミナー

財政格差の緩和に向けた 地方税・地方交付税 制度の運営

第25回日韓内政関係者セミナー

CONTENTS

I

- 地方税・地方財政の現状

II

- 地域間の財政格差

III

- 財政格差の是正に向けた政策努力

IV

- 今後の検討課題



地方税・ 地方財政の現状

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

地方税の概要

- 地方税は地方自治体が管轄区域内の住民、財産、収益などに対して賦課・徴収する租税で、
地方自治体の自主財源の根幹

課税主体による分類

- ✓ 広域自治体: 市道税
- ✓ 基礎自治体: 市郡区税

使用用途による分類

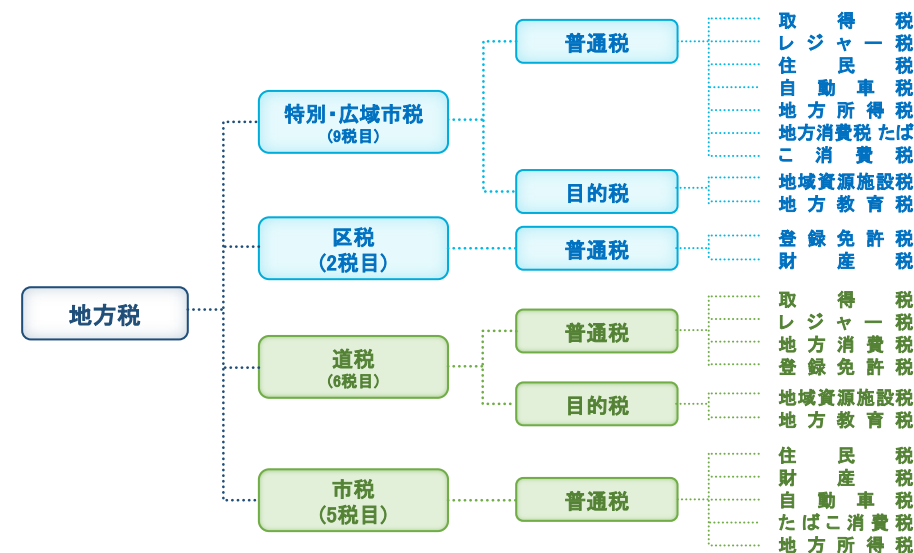
- ✓ 普通税: 一般財源
- ✓ 目的税: 特定財源

法的根拠

- ✓ 法定税: 地方税法に規定
- ✓ 法定外税: なし

11の税目(普通税9、目的税2)で構成

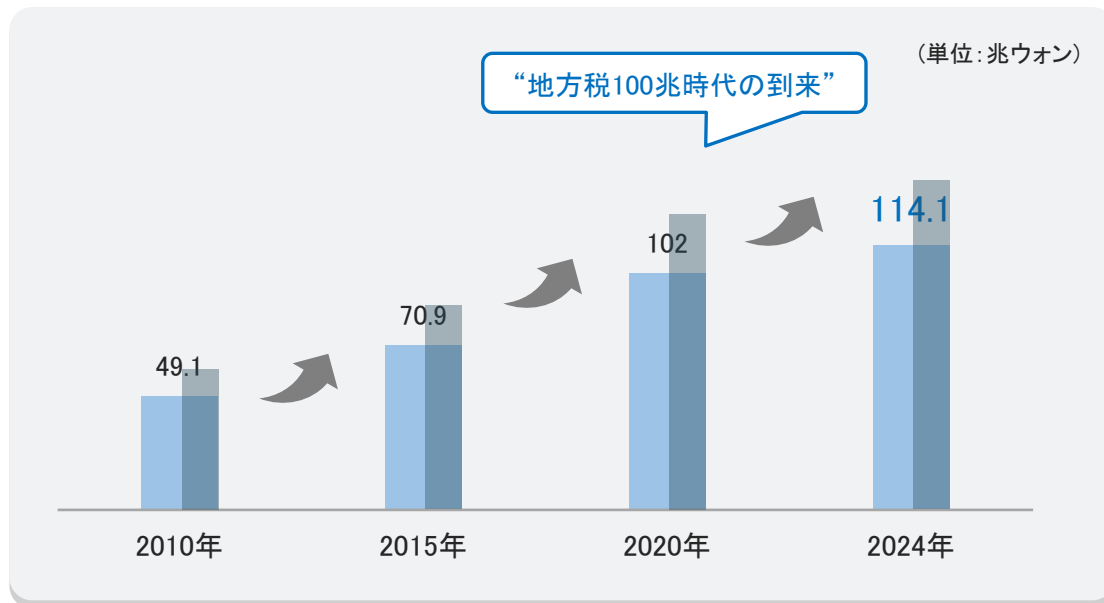
特別広域市	市税 (9)	普通税	①取得税 ②レジャー税 ③住民税 ④自動車税 ⑤地方所得税 ⑥地方消費税 ⑦たばこ消費税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税
道	区税 (2)	普通税	①登録免許税 ②財産税
	道税 (6)	普通税	①取得税 ②レジャー税 ③地方消費税 ④登録免許税
		目的税	①地域資源施設税 ②地方教育税
	市郡区税 (5)	普通税	①住民税 ②財産税 ③自動車税 ④たばこ消費税 ⑤地方所得税



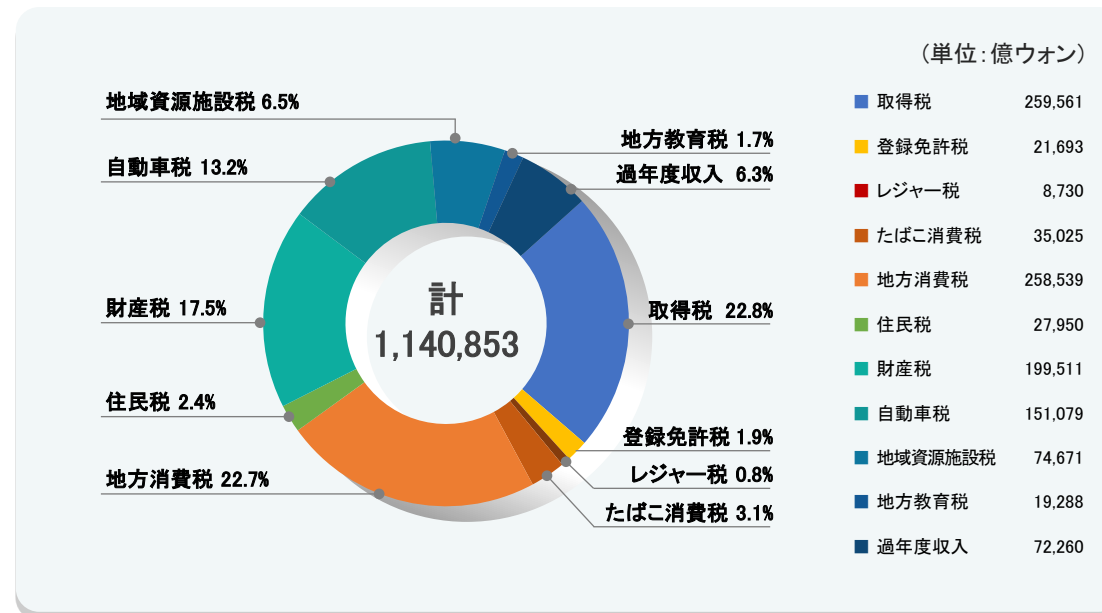
徴収の現状

- 2024年の地方税徴収額: **114.1兆ウォン**(暫定)
- 地方消費税の導入(2010年)、財政分権の推進(1・2段階、2019~2023年)、減免措置の見直しなどにより2010年に比べ約**2.3倍**増加、地方税の規模は継続して拡大

年度別規模



2024年の地方税徴収額

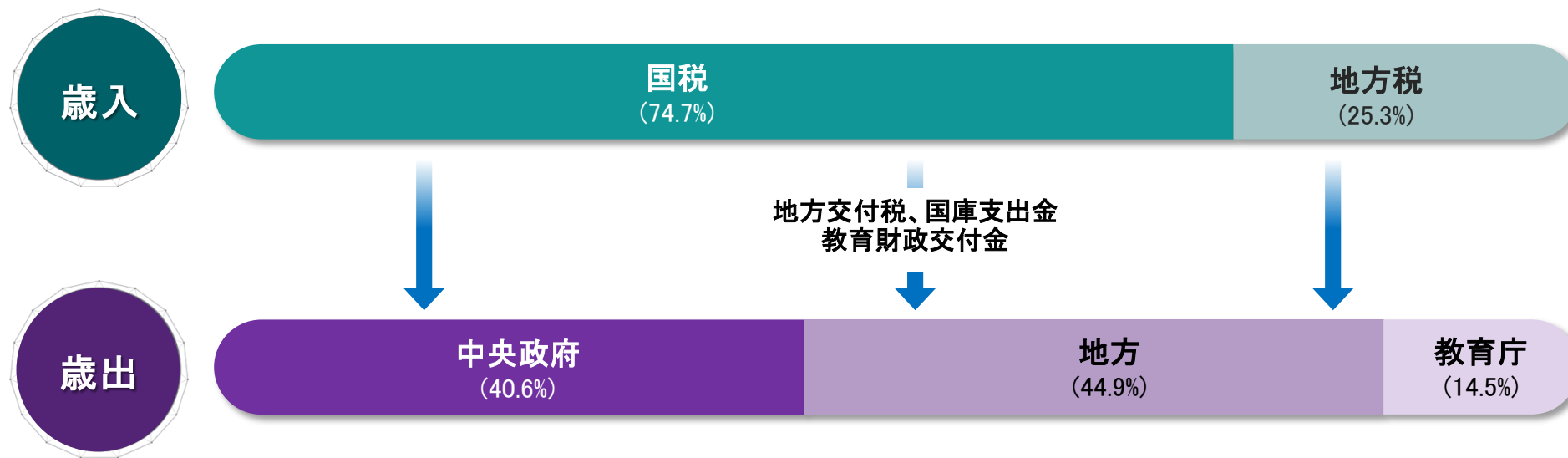


国と地方間の歳入・歳出の差

歳入 租税全体(450.6兆ウォン)の**25.3%**(114.1兆ウォン)

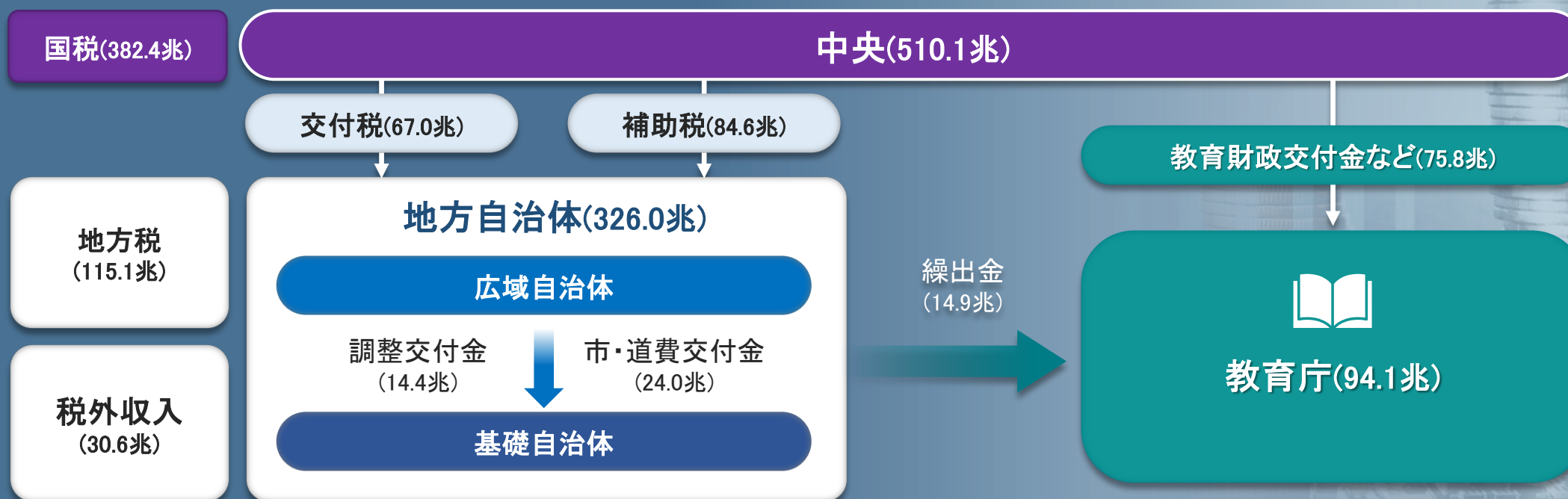
歳出 地方の占める割合は59.4%だが、教育支出(14.5%)を中央の支出に含める
OECDの基準では**地方支出の割合は44.9%**に

歳入・歳出の関係図



2025年の地方予算: 計326.0兆ウォン

- 自主財源(地方税+税外収入)、依存財源(地方交付税+国庫支出金)などで構成
- 社会福祉の各分野(33.8%)、環境(9.5%)、交通及び物流(7.7%)などに活用



Ⅱ

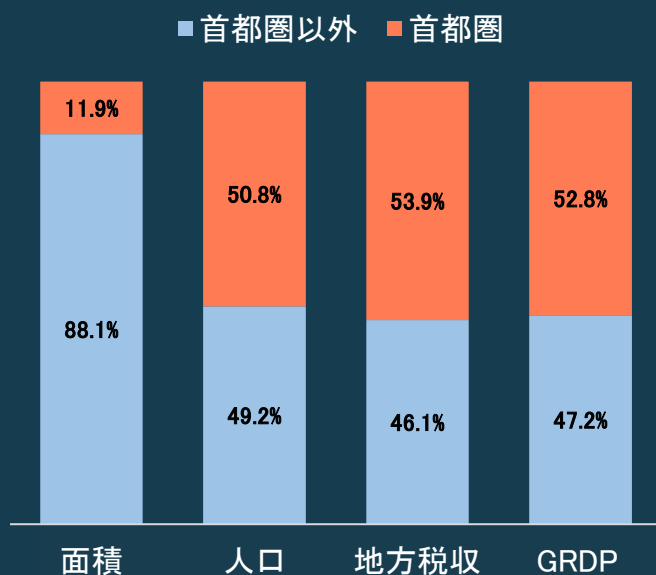


地域間の財政格差

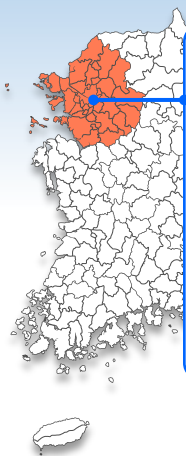
財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

Ⅱ 地域間の財政格差

- 短期間で急速な経済発展を進める中で人口・経済・教育・文化など有形・無形資産が首都圏に集中
- 地方税収やGRDPなども50%以上が首都圏に偏重

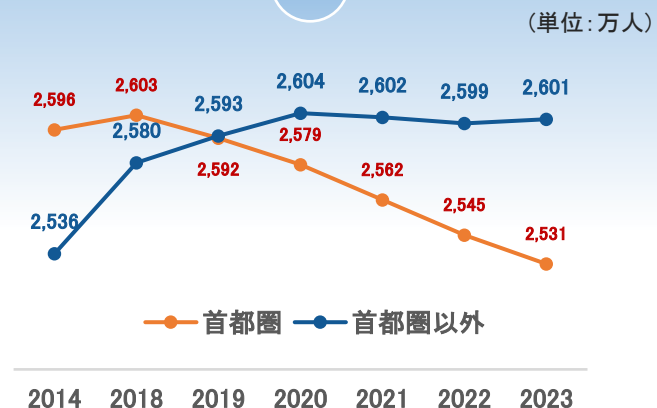


経済産業分野に見られる首都圏のブラックホール化



- ✓ 売上トップ1000社のうち74.9%
- ✓ デパートの54.3%
- ✓ 特定機能病院の62.5%
- ✓ 輸出額の72.3%
- ✓ 上位1000社の売上額の66.0%

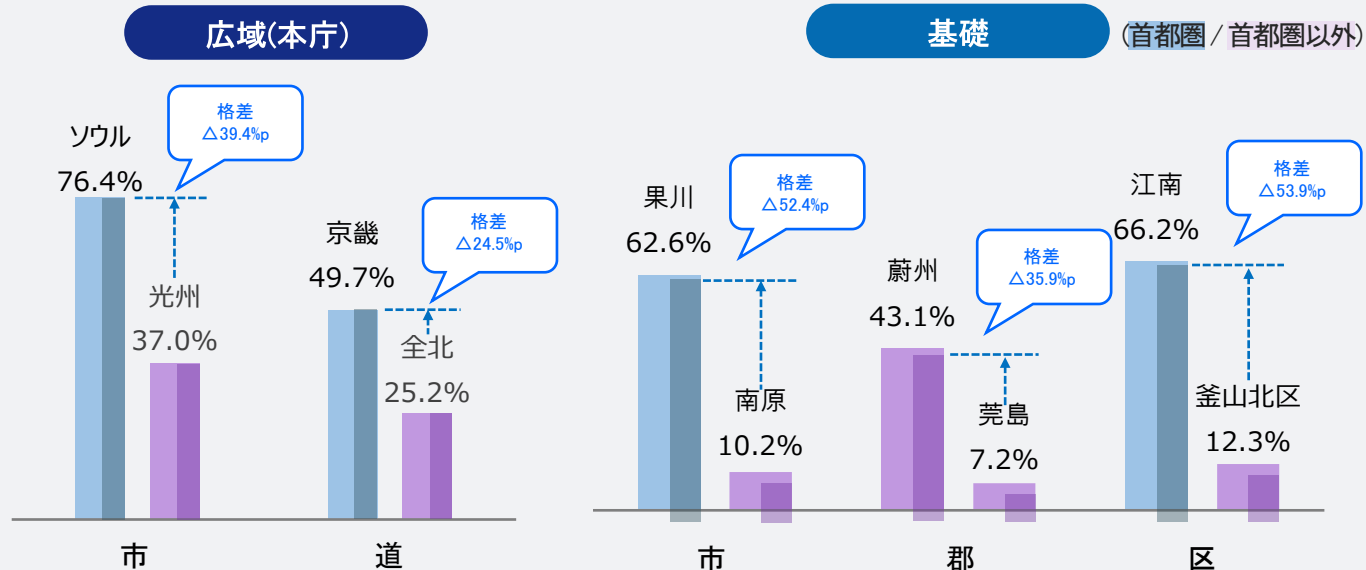
首都圏とその他の地域の人口格差



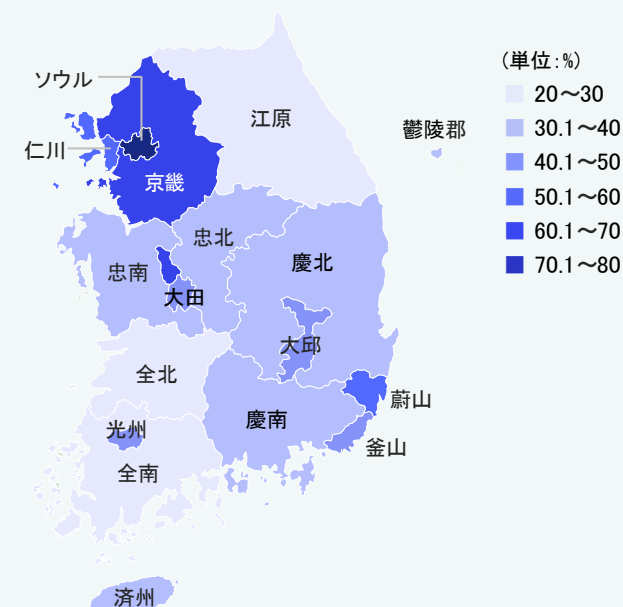
Ⅱ 地域間の財政格差

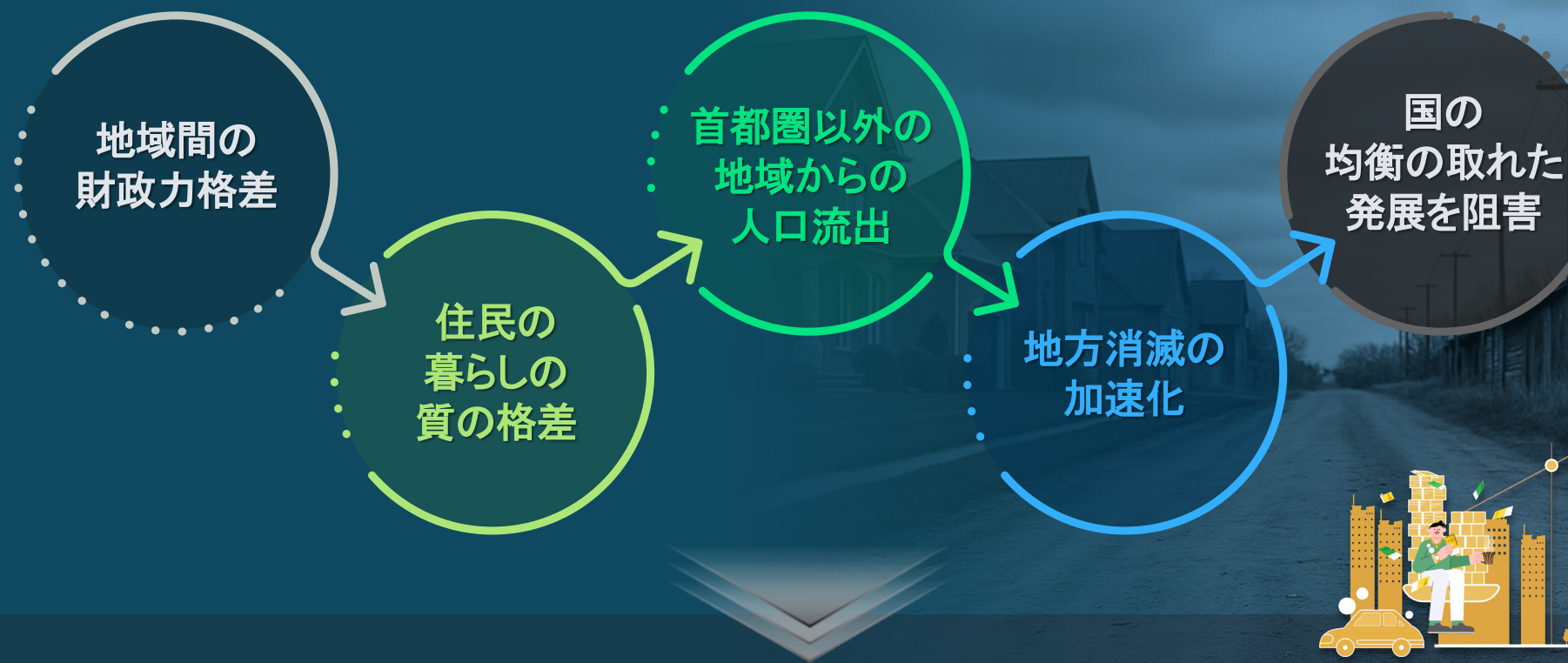
- 財政自立度の全国平均は48.6%だが、税収の偏在により地域間の格差が大きい傾向に
- 特に首都圏と首都圏以外の差が大きいなど、財政格差が深刻化
 - （財政自立度30%未満）首都圏38%(25/66団体)、首都圏以外90%(146/160団体)

同種の自治体間の財政自立度の比較(トップと最下位)



市・道別(基礎含む)財政自立度の現状





全ての住民が居住地に関係なく同じようなレベルの公共サービスを楽しむよう
関連制度の整備・運営により財政格差の緩和に取り組むべき

Ⅲ



財政格差の是正に 向けた政策努力

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

導入の背景

- 地方自治体の自主財源の拡充に向けて
地域経済と地方税収間の連携強化による好循環モデル*の構築が必要

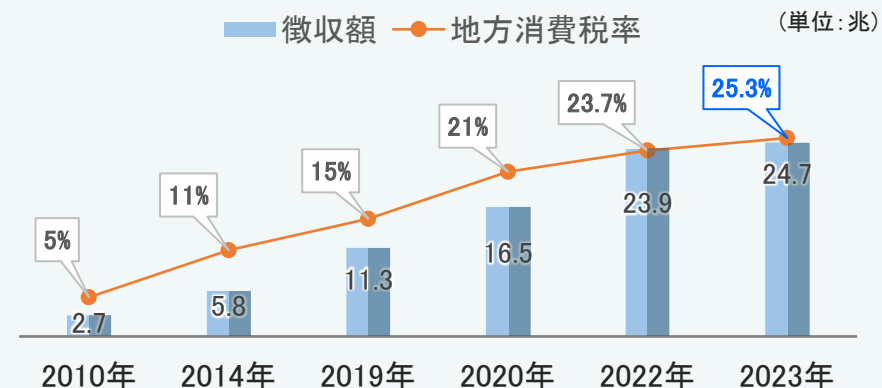
* 財政投入 ⇒ 地域経済活性化 ⇒ 地方税の拡充 ⇒ 自治体への再投資

- 国税である付加価値税の一定割合を財源として
地方自治体に配分する地方消費税を導入(2010年)

地方消費税の沿革

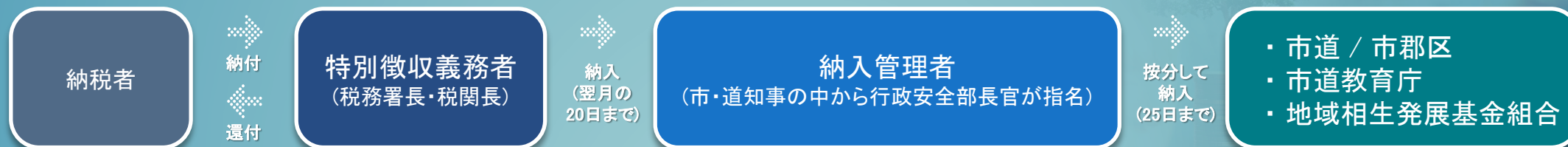
税率引き上げ

年度	税率	目的	徴収額
2010年	5%	地方財政拡充及び所得・消費課税の割合拡大	2.7兆ウォン
2014年	11% (6%p ↑)	取得税率引き下げ*に伴う減少分を補填 *住宅取引活性化のための取得税率引き下げ(4%→1~3%)	5.8兆ウォン
2019~2023年	25.3% (14.3%p ↑)	国税と地方税の構造改善のための1・2段階の 財政分権推進方策を受けて段階的に引き上げ	24.7兆ウォン (2023年)

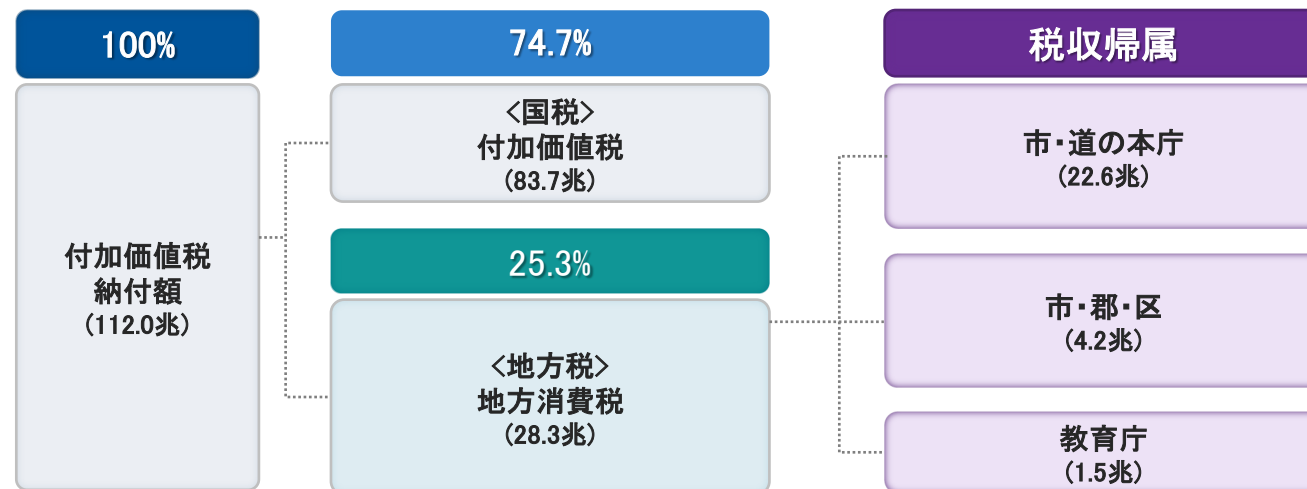


制度の概要

地方消費税の納入業務の流れ



地方消費税の税収の流れ(2024年現在)



按分基準

- 地方消費税の導入及び拡大の背景を受けてそれぞれ異なる按分基準を適用
地域別のウェイト適用(2014年の6%pを除く)により財政格差の緩和を図る



① 2010年(5%p)

$$\checkmark \text{ 配分金額} = \text{地方消費税(5%p)} \times \frac{\text{該当市・道の民間最終消費支出} \times \text{ウェイト}}{\sum \text{各市・道別民間最終消費支出} \times \text{ウェイト}}$$

② 2014年(6%p)

- ✓ 取得税・地方教育税の減少、地方交付税・地方教育財政交付金の減少を考慮して按分

③ 2019～2021年(10%p)

- ✓ 1段階財政分権転換事業(国→地方)への所要費用などを補填(～2026年)、**残りは①基準で按分**

① 転換事業補填分(3.6兆ウォン / 定額)		② 財政調整分(0.9兆ウォン / 定額)		残り
市・道 (約2.8兆)	市・郡・区 (約0.8兆)	調整交付金(約0.8兆) 【市・郡・区】	教育繰出金(約0.1兆) 【教育庁】	市・道の消費支出×ウェイト(1:2:3) 【市・道】

④ 2022～2023年(4.3%p)

- ✓ 2段階財政分権転換事業への所要費用などを補填(～2026年)、**残りは市・道に60%、市・郡・区に40%按分***

* 残りは①の基準に基づいて割り当てた後、本庁に60%、管轄の市・郡・区に40%帰属させる

① 転換事業補填分(2.3兆ウォン / 定額)		② 財政調整分(0.7兆ウォン / 定額)		残り	
市・道 (約1.9兆)	市・郡・区 (約0.3兆)	調整交付金(約0.6兆) 【市・郡・区】	教育繰出金(約0.1兆) 【教育庁】	60% 消費支出×ウェイト 【市・道】	40% 人口・逆財政自主度 【市・郡・区】

民間消費支出とウェイト

- 民間最終消費支出*は地域の消費水準を代表する公的指標

*一定期間中の最終生産物に対する家計と民間非営利団体の消費支出(統計庁まとめ)

- 地域別の財政需要に比例した水準で按分するためにウェイトを設定

設計当初

財政需要*

首都圏	18.9%
広域市	22.9%
その他の道	58.2%

制度設計

民間最終消費支出

首都圏	53.03%
広域市	19.24%
その他の道	27.73%

X

ウェイト

100%
200%
300%

=

按分比率

30.35%
22.03%
47.62%

*不動産交付税の財政調整財源分の需要が基準に
(財政状況50%+地域財政需要50%)

緩和効果

- 地方消費税全体の28.3兆ウォンのうち13.4兆ウォン(47.3%)にウェイトを適用して按分
- 首都圏の年間税収の約2兆6千億ウォン(37.3%)をその他の道に追加で配分

ウェイト適用による地方間の財政格差の緩和効果

(単位: 億ウォン / 2024年現在)

区分	配分 総額	ウェイト適用前		ウェイト適用後		
		金額	割合	金額	割合	備考
首都圏	134,299	71,374	53.1%	40,912	30.5%	△22.7%p (△30,462)
広域市		25,855	19.3%	29,640	22.1%	+2.8%p (+3,785)
その他の道		37,070	27.6%	63,747	47.4%	+19.9%p (+26,677)

緩和効果

- 地方税の税収全体、他の主要税目などと比べてみると
地方消費税の財政格差を緩和する効果はより明らか

地方税の主要税目の首都圏への集中度(2024年現在)

区分	全国合計	首都圏(割合)
地方税全体	114.1兆	61.5兆(53.9%)
取得税	26.0兆	15.8兆(60.8%)
財産税	15.1兆	10.1兆(66.9%)
たばこ消費税	4.1兆	2.2兆(54.9%)
地方消費税	13.4兆	4.0兆(30.5%)

地方税 全体

46.1%

53.9%

取得税

39.2%

60.8%

財産税

33.1%

66.9%

たばこ消費税

45.1%

54.9%

地方消費税

69.5%

30.5%

■ 首都圏以外

■ 首都圏

首都圏の規制緩和に伴う開発利益を首都圏以外に充てることで
地域相生発展を図る目的で新設(2010年)

※「地方自治団体基金管理基本法」第17条(地域相生発展基金の設置・運営)

ソウル・仁川・京畿が出捐し、地域相生発展基金を運営

区分	出捐方法	備考
2010～ 2019年	地方消費税(5%p)の35%	導入
2020～ 2029年	1段階財政分権関連 地方消費税(10%p)の残りの35%	延長*

* 地方消費税の規模が大幅拡大(10%p)したことを受けて延長に合意



出捐規模 約6兆8千億ウォン(2010～2024年)

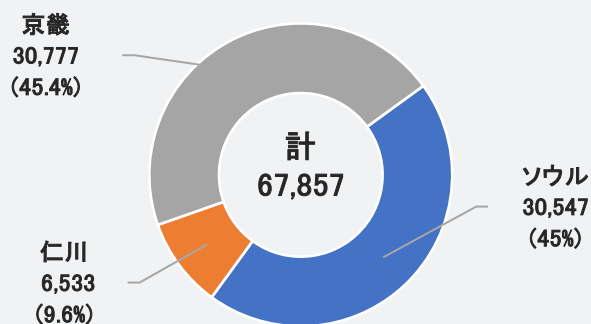
※ 全国の市・道が共同で設立した「地域相生発展基金組合」を通して基金を納入し運営

年間の出捐金を市・道への財政支援及び地方債引受による自治体への融資支援に活用

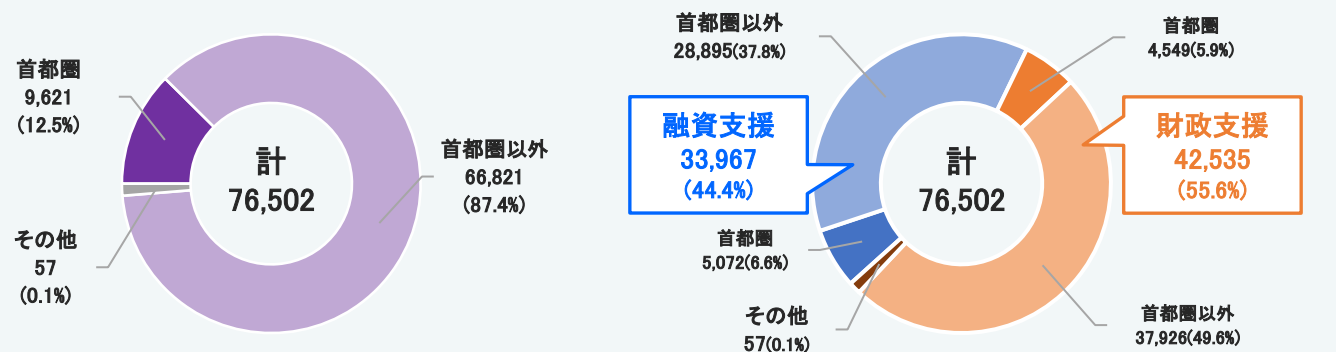
※ 2014年までは出捐金全額を財政支援に、2015年からは財政支援(50%)と融資支援(50%)に

地方自治史上初めて試みられた全国単位の水平調整的な逆交付金制度

出捐規模(2010～2024年) (単位:億ウォン)



配分の現状(2010～2024年) (単位:億ウォン)

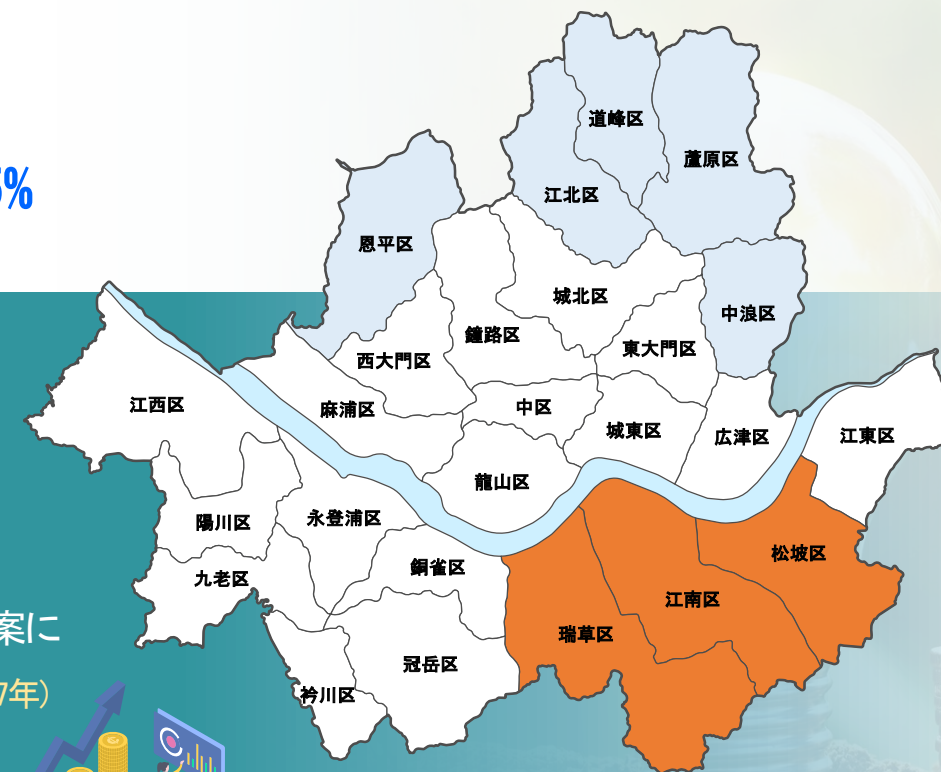


※ 融資支援勘定は(当該年度の出捐額+当該年度の返済額)で運営されるため、出捐総額より配分総額のほうが大きい

導入の背景

- 自治区税導入初期(1988年)のソウル特別市の自治区間の財産税の歳入格差は5倍以内
- 江南の開発により地域間の歳入格差が急速に拡大、**江南・瑞草・松坡区**が財産税全体に占める割合は**44.5%**

“江南は江北の約**26倍**”



1990年代半ばから税目交換の議論が続き、現在の財産税共同課税制度を導入(2007年)

- ✓ 区税の総合土地税と市税のたばこ消費税の税目交換案(政府立法案、1995年)が立ち消えに
- ✓ キム・グンテ議員(1996年)、イ・サンス議員(2001年)が税目交換案を発議するも廃案に
- ✓ 財産税共同課税案を発議(キム・チュンファン議員、2005年) ⇒ 「共同課税」決定(2007年)



- ・(上位団体) 江南、瑞草、松坡
- ・(下位団体) 蘆原、恩平、中浪、道峰、江北

制度の概要

- 自治区税である**財産税の50%**を特別市税に転換、**25の自治区に均等配分**

※ 導入初年度の2008年に40% ⇒ 2009年に45% ⇒ 2010年から50%

地方税基本法

第9条(特別市の管轄区域財産税の共同課税) ① 特別市の管轄区域にある区の場合、財産税(船舶・航空機及び都市地域分除外)は(中略)特別市税及び区税である財産税とする。

② 第1項に基づく特別市分の財産税と区分の財産税は、それぞれ地方税法に基づいて算出された財産税額の**100分の50をその税額**とする。

第10条(特別市分の財産税の交付) ① 特別市長は第9条第1項及び第2項に基づく特別市分の財産税全額を管轄区域の区に交付しなくてはならない。

② 第1項に基づく特別市分の財産税の交付基準及び交付方法など必要な事項は区の地方税収などを考慮して特別市の条例で決める。但し、交付基準を決めていない場合には区に均等配分しなくてはならない。

紛争発生

- 江南・瑞草など3つの自治区が立法機関の国会を相手取り
憲法裁判所に**権限争議審判を請求**(2007年)

※ 財産税の収入減による財政悪化、地方財政権乃至地方自治権の本質を侵害

憲法裁判所、**財産税の共同課税**に対し**合憲**判決(2010年)

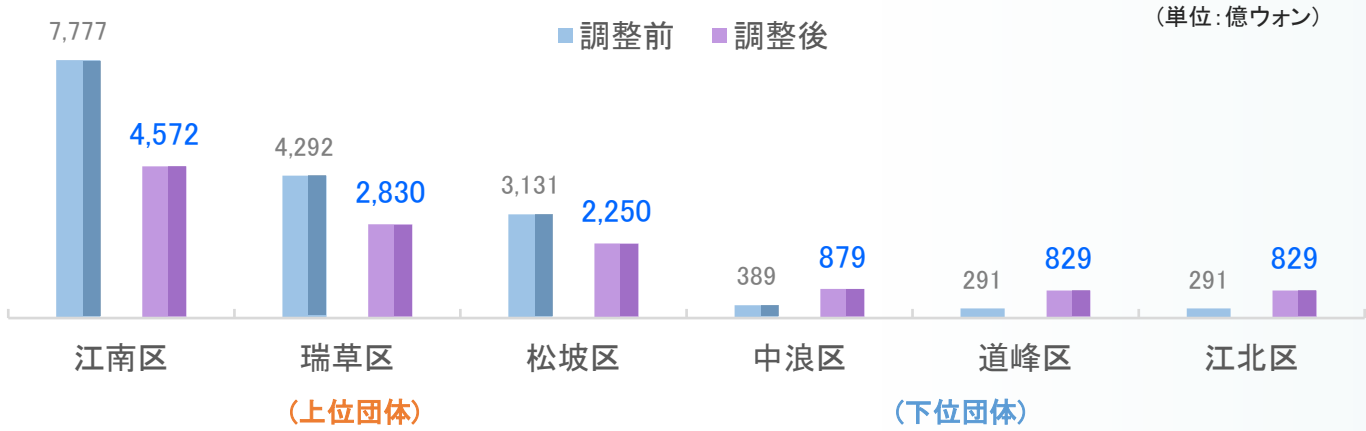
- ☑ 事件番号:2007憲ウ4(2010.10.28.)
 - ☑ 判決の要旨
 - － 財産税を必ず基礎自治体(自治区)に帰属させなければならない憲法的根拠はなく、立法者の帰属主体についての決定権は尊重されなければならない
 - － 財産税収入が多少減ったとしても、そのために自治財政権が有名無実になってしまうほど過度に侵害されたとは言えない
- ⇒ 法律の条項を制定する行為が地方自治権の本質的な内容を侵害したとは言えない

緩和効果

共同財産税の施行により自治区間の歳入格差は26倍 ⇒ 5倍以内に緩和

区分	調整前の 財産税額 (億ウォン)	共同財産税調整			歳入 の差
		自治区 財産税の50%(a)	特別市分 財産税の50%(b)	調整後の歳入 (a+b)	
全体	34,192	17,096	17,096	34,192	
江南区(トップ)	7,777	3,888	684	4,572	5倍
江北区(最下位)	291	145	684	829	

主要自治区における共同税の効果の比較(2024年)



서울신문 구독중

財産税の共同課税、財政難の自治区救う助け舟に

입력 2011.04.20. 오전 5:03 기사원문

공감 댓글

서울 자치구 '재산세 공동과세' 현황 (단위: 억원)

자치구	제도개선전	재산세 공동과세 증감액
은평	301	+169
종로	641	0
서대문	302	+169
중구	891	-125
마포	562	+39
용산	702	-31
강서	537	+52
양천	519	+60
구로	377	+131
영등포	746	-53
동작	371	+135
금천	240	+200
관악	361	+140
강북	203	+219
도봉	216	+212
노원	372	+134
성북	389	+125
중랑	230	+205
동대문	388	+126
성동	392	+124
광진	389	+126
강동	578	+31
서초	1762	-561
강남	3134	-1247
송파	1399	-379

(자료: 서울시)

[서울신문]

서울시가 시행 중인 '재산세 공동과세' 제도가 재정이 열악한 자치구에 효과 노릇을 톡톡히 하며 강·남북 균형발전에 기여하고 있다.

Ⅲ 財政格差の是正に向けた政策努力

④地方交付税

- 基本的な行政サービスの提供に必要な財源を全国に交付して財政を調整し、地域間の財政格差を緩和する一般財源
- 2005年以降、地方交付税制度の分化及び人口構造の変化、行政体制の再編、地域経済活性化など構造的転換に積極的に対応

地方交付税の変遷

1962～2004年

普通交付税
※ 増額交付金
(1991～2004)
特別交付税



2005～2014年

普通交付税
特別交付税
分権交付税
不動産交付税



2015年～

普通交付税
特別交付税
不動産交付税
消防安全交付税



地方交付税の現状

(2025年現在)

普通交付税
(60兆4,018億)



✓(財源構成) 内国税*の19.24%(定率分)×97%

* 目的税、総合不動産税、たばこ税の45%、特別会計の財源(酒税など)を除く

✓(交付基準) 財源不足額(基準財政需要額－基準財政収入額)

※ 済州は定率(3%) / 世宗は財源不足額25%を加算(～2026年)

✓(交付対象) 広域及び基礎(市・郡)自治体

※ 自治区の場合は特別・広域市と合算して算定・交付 / 2025年の不交付団体:ソウル、京畿、城南、華城

特別交付税
(1兆6,464億)



✓(財源構成) 内国税の19.24%(定率分)×3%

※ 地域の懸案(40%)、国と地方の協力(10%)、災害管理(50%)

✓(交付対象) 広域及び基礎(市・郡及び自治区)自治体

不動産交付税
(4兆47億)



✓(財源構成) 総合不動産税全額

✓(交付基準) 財政力(50%)、社会福祉(35%)、地域教育(10%)、保有税の規模(5%)

✓(交付対象) 基礎(市・郡及び自治区)及び済州(定率1.8%)・世宗

消防安全交付税
(9,856億)



✓(財源構成) たばこ税×45%

✓(交付基準) 消防・安全施設の現状及び必要投資額(40%)、災害予防・安全強化(40%)、財政状況(20%)

✓(交付対象) 広域自治体

普通交付税の改善事項/2017年～

人口構造の変化

- ✓ 人口統計を6か月平均から36か月平均に拡大
- ✓ 人口減少指数、生活人口の導入など、人口減地域の補正需要の新設・拡大



行政体制の再編

- ✓ 自治体間の協約により建てられた大規模公共施設への所要額を補填
- ✓ 超広域協力の拡散のために特別地方自治体構成分担金を補填



地域経済活性化

- ✓ 同種の中位自治体に比べ繰越率・不用率の高い自治体にペナルティー
- ✓ 雇用・産業危機地域の補正需要の新設
- ✓ 首都圏以外の地域に移転した企業に対する地方税減免分の補填



Ⅲ 財政格差の是正に向けた政策努力

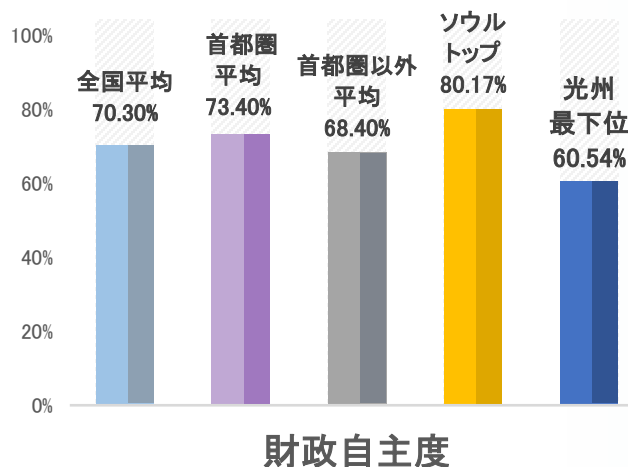
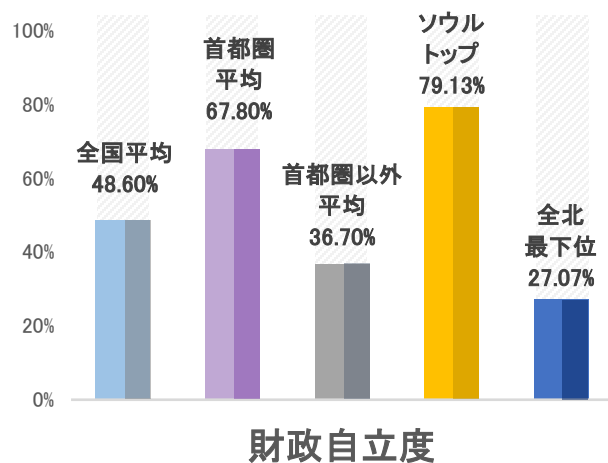
④地方交付税

- 普通交付税の財源である内国税の約90%を首都圏以外に配分

※（内国税の徴収比率）首都圏55%：首都圏以外45%

- 財政自立度に比べ財政自主度の面で
首都圏と首都圏以外の財政格差の多くを緩和

財政自立度及び財政自主度の比較



- ✓ 首都圏平均と首都圏以外平均の差 31.1%p ⇒ 5.0%p
- ✓ トップと最下位の差 52.1%p ⇒ 19.6%p

IV



今後の検討課題

財政格差の緩和に向けた地方税・地方交付税制度の運営

① 地方消費税の追加引き上げ及び按分基準の再編

- 地方消費税の拡大への要求が続く(自治体、国会など)
- 地域経済の好循環構造の確立のために課税の原理にかなった配分基準*を設ける

* 取得税・教育財政など補填基準を消費指数に転換

② 道における市・郡共同税の導入

- 郡の人口減や財政悪化が深刻化
- 市・郡税である法人地方所得税の一部(50%)を共同税に転換し、市・郡に均等配分

※ 自治体間の事前の合意が求められる

③ 複数住所制の導入

- 住民登録地と実際の居住地が異なるケースが増加
- 副住所地登録対象地域、登録居住期間、登録義務化の如何、課税方策などを整備

※ 住民登録地と同じようなレベルの権益・行政サービスを提供すべき

④ 普通交付税の規模の拡大及び補正需要の見直し

- 2006年以降据え置き法定率(19.24%)の引き上げ
※ 83年13.27%→00年15.0%→05年19.13%→06年19.24%
- 科学技術・文化享受・地域経済など地域不均衡の打開のための補正需要など段階的改善

今後の
検討
課題



第25回 日韓内政関係者セミナー

ありがとう
ございました